

9 公害苦情の処理状況

1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 公害苦情の処理期間

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月

3 公害苦情の受付状況

(1) 公害苦情の受付件数

令和 6 年度における本市の公害苦情受付件数は 93 件で、前年度の 99 件と比較し、6 件減少し、公害苦情の種類別では、大気汚染及び悪臭に関する苦情が 4 件減少し、水質汚濁及び騒音に関する苦情が 1 件増加しました。

(2) 公害苦情の種類別受付件数

令和 6 年度における本市の公害苦情を種類別にみると、騒音が 41 件（約 44%）と最も多く、次いで大気汚染が 22 件（約 24%）、悪臭が 16 件（約 17%）、水質汚濁が 7 件（約 8%）、振動が 4 件（約 4%）及びその他が 3 件（約 3%）でした。

なお、令和 5 年度公害苦情調査結果報告書（公害等調整委員会事務局，令和 6 年 12 月）によれば、全国の公害苦情受付件数は約 7 万件であり、そのうち典型 7 公害の種類別にみると、騒音が約 39%と最も多く、次いで大気汚染が約 27%、悪臭が約 20%、水質汚濁が約 10%、振動が約 4%、土壌汚染が 0.4%及び地盤沈下が 0.1%でした。

